日本改革推進評議会	
早川久美子後援会	
病院政治連盟	
藤井孝男後援会	
三井わきおと進む会	
山内康一後援会	
三成会	
大和風ノ會	
裕山会	
ゆか会	
旅館ホテル中部政経懇話会	

会計責任者の氏名	佐々木保弘	中次　俊哉	二六、一一、一四
国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	二六、一二、二四
（公職の種類）（公職の候補者の氏名及び公職の種類） 代表者の氏名	難波　義夫	小出　尚志	二六、一一、二六
主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町一―一一―二八	東京都千代田区永田町二―一―二	二六、一二、二四
国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	二六、一二、一七
（公職の種類）（公職の候補者の氏名及び公職の種類） 主たる事務所の所在地	埼玉県所沢市北所沢町二二六八―二	埼玉県所沢市小手指町一―六	二六、一一、一三
会計責任者の氏名	磯貝希美子	山﨑　俊広	二六、一一、一七
代表者の氏名	山内　康一	竹森　健一	二六、一一、一七
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	二六、一一、一七
（公職の種類） 公職の種類	衆議院議員	衆議院議員	二七、一、五
会計責任者の氏名	辻岡　良高	三井　辨雄、衆議院議員	二六、一二、一八
主たる事務所の所在地	福岡県福岡市博多区綱場町五―九	東京都千代田区永田町二―二―一	二六、一一、二〇
政治団体の名称	ゆか会	大門未来後援会	二六、一一、二〇
主たる事務所の所在地	埼玉県川越市南田島九二六―六	東京都品川区平塚一―二―一	二六、一二、二二
代表者の氏名	川南　清	桂本　佳典	二六、一二、二二
会計責任者の氏名	川南　清	桂本　佳典	二六、一二、二二
政治団体の名称	旅館ホテル中部政経懇話会	国観連中部政経懇話会	二六、一二、二二
代表者の氏名	中村　一	滝　多賀男	二六、一二、二二
会計責任者の氏名	市川　行雄	平野　智庸	二六、一二、二二

和歌山地域戦略研究会　主たる事務所の所在地　和歌山県和歌山市今福一―一〇―一二　和歌山県和歌山市堀止西一―一〇―一四　二六、一二、四

備考　従来、総務大臣に届出がされていた、ともに歩き学ぶ会は北海道選挙管理委員会に、民主党山口県第3区総支部、昇龍会及び三浦のぼる後援会は山口県選挙管理委員会に、届出すべき政治団体となったものである。

○総務省告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十七年二月二十六日

総務大臣　山本　早苗

(一)　政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党富山県衆議院比例区第一支部	永山　文雄	二六、一二、一九
太陽の党参議院比例第八支部	木村秀太郎	二六、一一、三〇
みんなの党参議院比例第7支部	田中　茂	二六、一一、二八
みんなの党京都府第3区支部	田鍋　秀幸	二六、一一、二八
みんなの党山形県第2区支部	田鍋　秀幸	二六、一一、二八

(二)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
維新政策推進会	松田　貢一	二六、一二、二五
海と陸と空の会	武山百合子	二六、一一、二五
おみ朝子後援会	牛久保雅美	二六、一二、九
改革の志士	横粂　勝仁	二六、一二、二五
かいけつ玉ゴン	玉井　裕昭	二六、一二、一三
海賊党	秋元　幸久	二五、一二、三一
岐阜県を元気にし明るい日本の未来をつくる会	玉井　裕昭	二六、一二、二三
国際税務研究会	山口　登	二六、一二、二四
翔栄社	八木　将	二六、一二、　五
新世代の会	大野　功統	二六、一一、三〇
仁友会	横粂　勝仁	二六、一二、二五
政治結社修道館総本部	大江　修	二五、一二、三〇
政治結社天誠会	鈴木　明敏	一九、七、三一
政治結社憂國塾	斉藤　久男	二六、九、二〇
全日本菊榮會	小山　都永	二六、　八、二一
大日本殉皇会	小川　和彦	二六、一一、　四
“脱原発”と“医療福祉”の熊坂義裕を応援する全国勝手連	河崎健一郎	二六、一二、一〇
ハンカチ回収委員会岐阜県支部	玉井　裕昭	二六、一二、二三
プロジェクトA	横粂　勝仁	二六、一二、二五
平和党	白石　真人	二六、一〇、二二
よこくめ勝仁後援会	横粂　勝仁	二六、一二、二五

○総務省告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十七年二月二十六日

総務大臣　山本　早苗